

小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、小浜市補助金等交付規則（昭和56年小浜市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、自主防災組織および各地区の自主防災活動に要する経費の一部を補助することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるものは、小浜市自主防災組織の育成に関する要綱（平成17年7月15日施行。以下、「育成に関する要綱」という。）第6条の規定により登録された自主防災組織および地区区長会（以下「自主防災組織等」という。）とする。ただし、別表第1に掲げる補助対象経費のうち、「自主防災組織の設立に係る経費」については、育成に関する要綱第6条の規定に基づいて登録される見込みがあり、実績報告時に登録が確認できる自主防災組織を交付の対象とする。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、自主防災組織等が行う防災活動に関する事業（以下「補助対象事業」という。）とし、補助対象経費は、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 市から他の補助金等の交付を受けている事業または市から補助金等の交付を受けている団体から補助金等の交付を受けている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治的活動または宗教的活動を目的とする事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助金額等)

第5条 自主防災組織等1団体当たりの補助金額は、予算の範囲内において、別

表第1に掲げる補助率および限度額に基づいて算出する。

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を補助金額とする。

3 この補助事業により補助金の交付を受けた自主防災組織等は、同一年度内において、再度この補助事業により補助金の交付を受けることができない。ただし、別表第1に掲げる補助対象経費のうち、「自主防災組織の設立に関する経費」については、それ以外の補助対象経費とは別に交付を受けることができる。

(補助事業の内容もしくは経費の配分の変更または中止もしくは廃止)

第6条 補助事業者は、補助事業の内容もしくは経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)または中止もしくは廃止(以下「内容変更等」という。)しようとするときは、補助事業内容変更等承認申請書(様式第1号)を市長に提出して承認を受けなければならない。

(内容変更等の承認の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該申請が規則、この要綱および予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的および内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、内容変更等の承認をすることができる。

2 前項の内容変更等の承認を決定したときは、すみやかに補助事業者に通知するものとする。

(確定通知書)

第8条 規則第12条に規定する補助金確定通知書の様式は、様式第2号とする。

(請求書)

第9条 規則第14条第2項に規定する補助金請求書の様式は、様式第3号とする。

(補助金に係る経理)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費		補助率	限度額
自主防災組織の設立に係る経費	設立時に必要となる会議費、事務用品等	全額	2万円
防災訓練に係る経費	消耗品、燃料、材料、お茶代等（※弁当・ジュース類・アルコール類などは対象外）	1/2	別表第2に掲げる世帯数区分に応じる
防災意識の啓発に係る経費	防災マップ・パンフレット等の作成費または購入費、防災に係る看板・避難路案内標識等の作成・設置費、防災研修会等の資料印刷費、講師謝礼等		
防災士資格取得に係る経費	防災士資格取得費用のうち、自己負担分（手数料等は除く）		
防災資機材・備蓄品の整備に係る経費	購入単価が10万円を超えないもの		
	購入単価が10万円を超えるもの	2/3	10万円

注 地区区長会を対象事業者として交付する場合は、地区全域に対して実施する事業を対象として交付するものとし、特定の区や組織に対して実施する事業は交付の対象とならない。

別表第2（第5条関係）

補助対象者	区分	限度額
自主防災組織	50世帯未満	30,000円
	50世帯以上100世帯未満	40,000円
	100世帯以上200世帯未満	60,000円
	200世帯以上	80,000円
地区区長会	各地区定額	50,000円

注 自主防災組織の世帯数は、事業実施年度の4月1日現在の世帯数または自主防災組織登録申請書もしくは自主防災組織変更届に記載された世帯数のうちいずれか少ない世帯数とする。

平成 年 月 日

小浜市長 様

住 所

自主防災組織等名

代表者職・氏名

印

代表者電話番号

— —

補助事業内容変更等承認申請書

平成 年 月 日付け小浜市指令 第 号で交付決定の通知を受けた小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容変更等をしたいので、小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金交付要綱第6条に規定により、次のとおり承認申請します。

記

承認申請区分	内容変更 ・ 経費の配分変更 ・ 中止 ・ 廃止
上記理由	
上記内容	内容
	補助金申請額
添付書類	・ 事業計画書および収支予算書 ・

様式第2号（第8条関係）

浜 第 号
平成 年 月 日

様

小浜市長

小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付け小浜市指令 第 号で交付決定した小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金について、平成 年 月 日付けの実績報告に基づき、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

平成 年 月 日

小浜市長 様

住 所

自主防災組織等名

代表者職・氏名

印

代表者電話番号

— —

小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け（小浜市指令 第 号で交付決定、または浜 第 号で確定通知）のあった小浜市自主防災組織等活動支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金 円	
2 振込先	金融機関	
	支店等名	
	口座種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	
3 添付書類	・ 交付指令書または確定通知書の写し ・ 振込先の通帳の写し	